

平成20年第3回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 平成20年 9月 9日 午前10:00

○散 会 午後 2:13

○出席議員（20名）

1番 千田正英	2番 戸田俊樹	3番 児玉春雄
5番 澤井昭二郎	6番 藤原幸雄	7番 佐藤恵佐雄
8番 小林悟	9番 佐藤義久	10番 赤平末次郎
11番 藤原典男	12番 佐藤幸孝	13番 佐藤昇
14番 伊藤博	15番 伊藤栄悦	16番 菅原久和
17番 中川光博	19番 大谷貞廣	20番 西村武
21番 堀井克見	22番 藤原幸作	

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長	石川光男	副 市 長	鑑 利 行
教 育 長	小林洋	総 務 部 長	伊藤賢志
会 計 管 理 者	門間鋼悦	産 業 建 設 部 長	宮田隆悦
水 道 局 長	澤井昭	教 育 次 長	山平東
市 民 生 活 部 長	鈴木鋼生	福 祉 保 健 部 長	鈴木公悦
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長・ 監 査 委 員 事 務 局 長	櫻庭新悦	総 務 課 長	児玉俊幸
市 長 公 室 長	鈴木司	財 政 課 長	幸村公明
税 務 課 長	伊藤正	産 業 課 長	根 一
建 設 課 長	山口義光	総 務 学 事 課 長	鎌田雅樹
生 活 環 境 課 長	鈴木利美	市 民 課 長	藤原貞雄
社 会 福 祉 課 長	山平重男	高 齡 福 祉 課 長	伊藤律子
健 康 推 進 課 長	小林健一	収 納 課 長	菅原龍太郎
追 分 出 張 所 長	鈴木久雄	農 業 委 員 会 事 務 局 長	田仲茂隆

下水道課長	三浦永寿	都市整備課長	佐々木博信
スポーツ振興課長	菅原徳志	幼児教育課長	伊藤清孝
生涯学習課長	瀬下三男	昭和総合窓口センター長	川上秀佐男
天王総合窓口センター長	三浦喜博	代表監査委員	渡邊普二

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	門間裕一	議会事務局次長	伊藤正吉
--------	------	---------	------

平成20年第3回潟上市議会定例会日程表（第1号）

平成20年9月9日（1日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議運委員長、常任委員会行政視察報告）
- 日程第 4 行政報告（市長）
- 日程第 5 報告第 2号 平成19年度潟上市健全化判断比率について
- 日程第 6 報告第 3号 平成19年度潟上市公営企業資金不足比率について
- 日程第 7 議案第64号 潟上市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 8 議案第65号 潟上市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 9 議案第66号 潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第10 議案第67号 潟上市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例（案）について
- 日程第11 議案第68号 潟上市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第12 議案第69号 平成20年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について
- 日程第13 議案第70号 平成20年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第14 議案第71号 平成20年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第15 議案第72号 平成20年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について

- 日程第 1 6 議案第 7 3 号 平成 2 0 年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）について
- 日程第 1 7 議案第 7 4 号 平成 2 0 年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 1 8 議案第 7 5 号 平成 2 0 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）について
- 日程第 1 9 議案第 7 6 号 平成 2 0 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 0 議案第 7 7 号 平成 2 0 年度潟上市水道事業会計補正予算（第 2 号）（案）について
- 日程第 2 1 認定第 1 号 平成 1 9 年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 2 認定第 2 号 平成 1 9 年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 3 認定第 3 号 平成 1 9 年度潟上市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 4 認定第 4 号 平成 1 9 年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 5 認定第 5 号 平成 1 9 年度潟上市有線放送事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 6 認定第 6 号 平成 1 9 年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 7 認定第 7 号 平成 1 9 年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 8 認定第 8 号 平成 1 9 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 9 認定第 9 号 平成 1 9 年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 0 認定第 1 0 号 平成 1 9 年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 3 1 認定第 1 1 号 平成 1 9 年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 2 認定第 1 2 号 平成 1 9 年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 3 認定第 1 3 号 平成 1 9 年度潟上市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 4 認定第 1 4 号 平成 1 9 年度潟上市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 3 5 平成 1 9 年度潟上市一般会計・特別会計及び水道事業会計歳入・歳出決算書の決算審査報告
- 日程第 3 6 同意第 6 号 潟上市名誉市民の選定について
- 日程第 3 7 同意第 7 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 3 8 請願第 1 号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願
- 日程第 3 9 陳情第 1 0 号 教育予算の拡充を求める意見書採択についての陳情書
- 日程第 4 0 陳情第 1 1 号 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書採択に関する陳情書
- 日程第 4 1 陳情第 1 2 号 社会保障関係費の 2 2 0 0 億円削減方針の撤回を求める意見書採択に関する陳情書
- 日程第 4 2 陳情第 1 3 号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する陳情書
- 日程第 4 3 陳情第 1 4 号 「地方消費者行政の抜本的拡充及び法制度の整備等を求める意見書」の採択等を求める陳情書
- 日程第 4 4 発議第 3 号 潟上市議会会議規則の一部を改正する規則（案）について
- 日程第 4 5 発議第 4 号 潟上市議会図書室規程の一部を改正する規程（案）について
- 日程第 4 6 発議第 5 号 潟上市議会事務局処務規程の一部を改正する規程（案）について

午前10時00分 開会

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成20年第3回潟上市議会定例会を開会致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（藤原幸作） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において16番菅原久和議員および17番中川光博議員を指名致します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（藤原幸作） 日程第2、会期の決定について議題とします。

お諮り致します。本定例会の会期は、去る8月29日、議会運営委員会において審査の結果、本日9日から26日までの18日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から26日までの18日間と決定しました。

【日程第3、諸般の報告】

○議長（藤原幸作） 日程第3、諸般の報告に入ります。

議長としての報告事項は、お手元に配付してあるとおりであり、朗読説明は省略します。

次に、議会運営委員長からの報告を行います。15番伊藤議会運営委員長。

【議会運営委員会の報告】

○議会運営委員長（伊藤栄悦） おはようございます。

議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は、8月29日に委員、正副議長、当局からの説明員として副市長、総務部長、9月5日、9月8日に委員、正副議長の出席のもとに開催しております。

本定例会の運営についてご報告致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、報告第2号、第3号については本会議にて、議案第64号、65号、66号の条例の改正案は総務委員会へ付託、議案第67号の条例改正案については後ほど説明致します発議案と提案理由が同じであることから本会議にて、議案第68号の条例改正案については総務委員会へ付託、議案第69号から議案第77号の各会計の補正予算（案）については所管の委員会へ付託、認定第1号から認定第14号の各会計の決算の認定については所管の委員会へ付託、同意第6号、第7号については本会議にて、という区分で行うことと致します。

なお、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますので、ご確認ください。

次に、請願・陳情については、お手元に配付の請願・陳情一覧表のとおり各所管の常任委員会へ付託することと致します。

次に、一般質問について申し上げます。

議案と一緒に皆様にお配りしておりました日程案では、9月11・12日の2日間を一般質問としておりましたが、通告者が4名となりましたので、9月11日の1日で終了し、9月12日は本会議を休会と致します。4名の通告者について質問順番の抽選をした結果、9月11日木曜日の1番めに17番中川光博議員、2番めに11番藤原典男議員、3番めに7番佐藤恵佐雄議員、4番めに6番藤原幸雄議員となりましたので、宜しくお願い致します。

議員の視察研修報告について申し上げます。

視察研修は6月定例会本会議で正式に派遣手続きが取られたものであります。8月25日の全員協議会において質疑を実施済みであることから本日は報告のみと致しますので、ご理解をお願い致します。

常任委員会の開催について申し上げます。

常任委員会は、総括質疑が終了後、各委員会とも一斉開催することと致します。

総括質疑が9月17日の午前で終了の場合は、会場への移動その他諸準備もあることから同日の午後1時30分からの開催とし、総括質疑が9月17日の午後におたる場合は翌日の9月18日の午前10時からの開催とします。

各常任委員会常任委員長においては、委員会の運営方を宜しくお願い致します。

発議について申し上げます。

発議の理由は当局提案の議案第67号と同様で、地方自治法の一部を改正する法律が平

成20年9月1日より施行されたことに伴い、本議会の会議規則、図書室規程、処務規程の改正が必要となるもので、議会運営委員を発議者として提出するものであります。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（藤原幸作） これで議会運営委員長からの報告を終わります。

【常任委員会行政視察研修報告】

○議長（藤原幸作） 次に、常任委員会行政視察研修報告を行います。

【総務常任委員会の報告】

○議長（藤原幸作） 最初に総務常任委員会、19番大谷総務常任委員長。

○総務常任委員長（大谷貞廣） おはようございます。

それでは、平成20年度総務常任委員会行政報告視察研修について報告します。

研修月日は、20年7月10日、11日、12日。

研修先は、愛知県清須市、静岡県菊川市、掛川市。

研修テーマは、行政改革大綱集中プランの推進、組織体系と進行管理、集中プランのその手段、新庁舎建設についてであります。

7月10日、愛知県清須市。

市の財政は、平成18年度普通会計歳入174億3,311万円。歳出168億2,231万円。財政力指数1.06。経常収支比率89.4%。実質公債費比率8.1%。自主財源70.9%。依存財源29.1%です。

行政推進の組織体系と推進管理でございますけれども、計画の策定は企画政策課とし、計画に基づき推進管理と改革の推進としております。

庁内行政改革推進本部部長を市長とし、幹事会、作業部会を組織し、全庁的に取り組むものとして、毎週30分程度の部長会で確認。

この計画の実施状況は、市民および学識経験者で組織する清須市行政改革推進委員会、経営感覚を意識した委員構成、市民8名、政策アドバイザー、大学教授3名に報告し、点検を受けるなど、適切な進行管理を行いながら取り組んでおります。また、附属機関の会議は原則として全面公開をしておるそうです。

清須市行政改革委員会の19年度の提言として、市役所のスリム化、市民サービスのあり方、必要や効果が薄れたサービスの見直し、必要な範囲でのサービスの提供、所得に応じたサービスの提供、受益者負担の原則、効率性の追求、受け手の立場になり急激な変化が生じることがないように配慮するとともに、経済的な状況に応じた仕組みを講ずる

ことを切に望むとしております。

今年の課題として、公共施設の適正な配置として本格的に行政改革を行うことにより、サービスの制度が変わり、市民に痛みが生じます。市はなぜサービスを見直すのかという説明責任を十分果たすよう要望すると提言してしております。

次に、集中改革プランです。

80項目から抜粋、超過勤務手当の抑制、休息時間の廃止に伴う勤務時間の変更、附属機関への人員の参画の見直し、生涯学習事業の再構築、自治コミュニティ組織の再編・活動支援の意見交換をしたところ、財政効果の見込み額として、平成19年度内部管理の見直し3億4,000万円、市民サービスの見直し8,700万円、計4億2,700万円。平成20年度として、内部管理の見直し3億1,000万円、市民サービスの見直し1億5,000万円、計4億6,000万円を見込んでいるとのことでございます。

7月11日、静岡県菊川市。

市の財政ですけれども、平成18年度普通会計歳入186億1,855万円、歳出177億590万円。財政力指数0.79。経常収支比率81.5%。実質公債費比率19.2%。自主財源54.8%。依存財源42.5%であります。

行政推進の施策体系と進行管理でございますが、庁内、市長を本部長とし、部長以上で構成する行財政推進本部を設置し、素案策定する直属の組織として総務企画部参事、部長級をスタッフ長とし、関係各課の係長以上で構成する行財政推進スタッフを設置、庁内体制としました。

行政財政改革の方向性や取り組み項目などについての意見をいただく組織として、学識経験者、大学教授、市民の代表者、民間企業経営など10名の委員で構成する行財政改革推進懇話会を設置しました。行財政改革推進本部で協議決定し、行財政改革推進懇話会に報告、意見をいただいております。懇話会は年2回開催、6月頃に前年度実績および当該年度の間接報告と、行財政評価の結果報告を行っております。

集中改革プラン28項目の抜粋、成果主義、能力主義を取り入れた人事効果、市民と行政の役割分担の明確化の検討、地域づくり活動に対する行政支援策についてなどの意見交換をし、19年度の効果の見込みとして、投資的経費の縮減5億9,040万1,000円、起債の抑制2億9,966万9,000円が大きなものでございました。

研修テーマであります行政改革は、新しい視点に立って行政運営を刷新し、合併の効果を効率効果的な行政体制の確立と、時代の方向性を見据えた抜本的な行政システムの

再構築であり、2市ともこれに不断に迅速に取り組んでおりました。我々もこのスピードを学ばねばならないと感じたところでございます。

7月12日、静岡県掛川市。

市の財政は、平成18年度普通会計歳入425億8,903万円、歳出404億5,160万円。財政力指数0.96。経常収支比率83%。実質公債費比率18.3%。平成19年度自主財源68.7%。依存財源31.3%。平成20年度自主財源68.1%。依存財源31.9%です。

庁舎建設についての経緯でございますけれども、旧庁舎は昭和31年に落成、地震対策、老朽化、駐車場不足等の問題によって、昭和57年3月30日、新庁舎建設基金条例を制定、1億5,000万円を設立して立ち上げております。この間、新幹線等の事業等がありまして平成8年の5月14日に落成しております。

建設概要でございますけれども、敷地面積として3万8,000平方メートル、建築面積4,767.72平方メートル、建ぺい率12.6%、延べ床面積1万6,136.58平方メートル、容積率40.5%。階数、地下1階、地上6階。建物の高さ21.80メートル。鉄筋コンクリート造り、および鉄骨づくり。駐車場、来庁者駐車場167台、公用車駐車場360台、職員の駐車場を含みます。

事業費として、総事業費61億3,540万円。土地区画整備費として23億6,500万円かかったそうですけれども、含まれておりませんということでした。財源内訳、県補助金4,450万円、起債20億円、基金繰入金30億5,140万円、一般財源10億3,950万円ということでした。

以上でございます。

【社会厚生常任委員会の報告】

○議長（藤原幸作） 次に、社会厚生常任委員会、1番千田社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（千田正英） おはようございます。

社会厚生常任委員会の行政視察研修報告を致します。

研修年月日 平成20年7月10日、11日、12日の3日間でございます。

研修先 愛知県清須市、静岡県菊川市、掛川市でございます。

研修内容について報告致します。

平成20年7月10日、清須市におかれましては、研修内容は総務常任委員会との合同研修のため、ただいまの総務常任委員長の報告のとおりですので省略致します。

次の7月11日、菊川市におかれましては、健康きくがわ21、健康増進の計画進捗状況

について研修を致しました。概要については総務委員長の報告のとおりであります。

菊川市は気候が温暖で深蒸し茶の山地として有名です。高速道路のインターチェンジを活用した各種工業団地の利活用が進み、人口増加が続いています。21世紀は社会が成熟し、少子高齢化が進む中で、乳幼児から高齢者まですべての人たちが安心して健康で自立した生活を送れるよう、平成18年4月、健康きくがわ21を計画、2つの目標を設定致しまして、生活の質の向上、健康寿命の延伸を掲げ、6年間の健康づくりの行動計画を立て、人生の8段階に応じた健康目標を設定し実行に移していますが、しかし現段階では市民の関心が低く、いかにして高めていくかが課題のようです。当潟上市、健康かたがみ21の計画にあたっては、地域の実情に合わせてウォーキングや健康講座、パンフレットを作成し配付するなど、運動や食習慣、体重管理への取り組みなど市民への啓蒙を周知徹底し、市民自らが自分の健康は自分の手で守る意識の高揚が肝要と思われま

す。7月11日、掛川市においては、地域包括支援センターについて研修をいたしました。市の概要は総務委員長の報告のとおりであります。掛川市は静岡県有数の工業都市で、自動車やオートバイ関連の製造が盛んで、2005年の製造品出荷額は1兆4,469億円で、第2次・第3次産業が大部分です。

地域生活支援センターは、平成17年度に人口などから生活圏域を4か所と定め、平成20年までに生活包括支援センターを4か所設置する整備計画を示した。平成18年には市直営の地域包括支援センターを市役所内に1か所設置し、委託予定先の主任マネージャー4人が市に出向し、市の保健師とともに活動を開始した。一方、サブセンターを委託先に置き、相談窓口として業務にあたった。平成19年度は直営に加え委託の地域包括支援センターを1か所設置し、生活圏域を5か所としております。平成20年度は直営を廃止し、新たに4か所の地域包括支援センターを委託設置したことで、地域包括支援センターは市内で5か所となった。地域包括支援センターの職員配置は別紙の2のとおりです。

地域包括支援センターの平成19年度の相談人数は1万3,384人で、最も多かったのが家族関係、経済問題、30.7%、続いて介護保険関連が23.9%で、全体の54.6%を示しております。

潟上市においても地域支援事業に介護予防、ケアマネジメントと高齢者への支援を担うために生活圏域とのバランスを考慮しつつ、効率的な地域包括センターの設置と運営が望まれます。

以上、社会常任委員会の報告を終わります。

【産業建設常任委員会の報告】

○議長（藤原幸作） 次に、産業建設常任委員会、20番西村産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（西村 武） おはようございます。

産業建設常任委員会の行政視察研修について報告致します。

研修年月日 平成20年7月15日、16日、17日。

視察研修先 栃木県矢板市、真岡市、日光市。

研修内容でございますけれども、15日は矢板市を視察致しました。矢板市は栃木県北部に位置し、人口3万6,231人、面積170.66キロ平方で、平成20年度の一般会計当初予算は110億9,800万円で、市税は個人市民税は増加の見込みだが、法人市民税や固定資産税が減少し、全体の金額は前年度に比べ減少しております。また、地方交付税はピーク時に比べると4割程度も減少し、厳しい状況であると言われておりました。そのため、社会資本整備や企業誘致活動を推進し、市税の増加を図っております。また、矢板インターチェンジの開通等により、現在は市の持つ四季折々の豊かな自然と高速道路網などを有する交通条件を生かしながら「人、郷土、産業が調和した、つつじの郷 矢板」をスローガンに掲げ、地域づくりを推進しているということでございます。

矢板市では企業誘致関係の研修を致しました。

矢板市の工業団地は2か所あり、1か所は分譲を完了し、もう1か所は分譲率39%であったということでございます。

矢板市では企業立地の促進と産業の振興および雇用機会の拡大を図るため企業誘致条例を制定し、その中に施設設置奨励金制度を設け、市で最大20億円、県で最大30億円、合計50億円の奨励金を交付するという、進出企業に対する優遇措置を創設しております。また、企業誘致推進委員制度を設置し、ゼネコン、人口、不動産業、個人、栃木県出身者などに委嘱し、推進委員からの情報により工場が立地した場合は工場などの建設費の1%、最高2,000万円を支払う制度を活用しているが、現在のところ実績がないということございました。

平成20年度の企業誘致の推進を図る事業として、当初予算1億6,382万円を置き、立地促進に力を入れておりました。そしてまた、市長が先頭に立って進出企業に対し積極的にセールスを実施されるなど、市全体で企業誘致の推進をしているところが感じられました。

16日は午前は真岡市を視察。真岡市は栃木県南東部に位置し、人口は6万6,712人、面積111.76キロ平米で、平成20年度一般会計当初予算は230億3,500万円である。真岡市は法人市民税の増加により財政力指数も0.97と高く、工業団地化も積極的に造成し、企業誘致の促進などを中心に財政基盤の強化に努めておるということでございました。

真岡市では、集落営農の組織化についての研修を致しました。

農業生産について、水稻中心の大型経営担い手を中心とした集積を推進するとともに、先進技術を取り入れた園芸の拡大に取り組み、首都圏への供給基地として優位な立地条件を生かし、イチゴ、梨、トマトは京浜・東北市場に出荷し、安定した産地として定着しているとのことでございました。また、集落営農組織形態としては協業経営型の方式を取り入れており、これは集落の協業でそれぞれの農家が能力に応じた作業に従事することによって効率的な生産を行い、収益プール計算に基づき、農地の持ち分や出役時間に応じて各構成員に配分する形態でした。市全体で10の営農組織がありました。水稻は基幹作物であると同時に生産調整により計画的な生産を推進しており、9割以上がコシヒカリの作付でございました。また、転作作物は麦が主要な作物で、担い手を中心に農地流動化、農作業受委託による高品質で良質な麦の生産の拡大を図っておるということでございました。

16日の午後は日光市を視察致しました。日光市は栃木県北西部に位置し、人口9万1,772人、面積は約1,450キロ平米で、県土のおよそ4分の1を占める、また、その86.7%が森林面積ということでもございました。平成20年度一般会計当初予算は401億7,000万円で、前年度と比べ約0.3%の増である。また、合併3年目を迎え、日光市の将来像を実現するために各地域の均衡ある振興発展という課題に対する的確に対応し、解決を図っているということでもございました。また、日光市は世界遺産に登録された日光東照宮、日光杉並街道など歴史的文化的遺産や、鬼怒川温泉、川治温泉など観光資源群にも恵まれているということでもあります。

日光市では、地産地消についてと企業立地についての研修でもございました。

地産地消では、地産地消推進協議会の取り組み状況について説明され、地域農産物の販売、PR方法、都市と農山村の交流、受け入れ体制の整備、学校給食における利用促進、食育の推進など、市内で消費する地産地消運動を積極的に展開しておりました。特に学校給食においては、公設市場を中心に市場を経由して納品し、活用されておりました。

また、企業立地については、平成8年に大日光工業団地という約19.5ヘクタールの面積を有する団地を造成したが、当初は全然進出がなかった。そこで良質かつ豊富な地下水と日光ブランドを売りに食品産業に絞った戦略的な誘致活動を展開したところ、平成18年に太子商品工業が入ってきてから食品関連の優良企業が次々と進出されて、あと1分譲地だけ残すのみとされており、それも現在交渉中であり、また、まとまりつつあるということでした。今後は市内食品製造業とともに食の産業都市日光という新たなイメージの形成を目指すということでした。

以上、産業建設常任委員会の行政視察報告とさせていただきます。

なお、詳しい資料等につきましては、議会事務局の方に届けておりますのでご覧になっていただければありがたいと思います。

終わります。

【文教常任委員会の報告】

○議長（藤原幸作） 最後に、文教常任委員会、9番佐藤文教常任委員長。

○文教常任委員長（佐藤義久） 平成20年度文教常任委員会行政視察研修について、次のとおり報告致します。

研修月日 20年7月15日、16日、17日。

研修先は、建設産業常任委員会と同じ矢板市、真岡市、日光市でした。

7月15日の矢板市。市の概要については前段省略します。第2次産業が中心で、総出荷額89.6%を占めており、東北自動車道矢板インターチェンジの近くに造成した矢板南産業団地を核に先端技術型、研究開発型産業の誘致計画が進んでいるところで、教育では、小学校12校、中学校4校、高校3校がある。現在、矢板市小学校適正配置基本計画に基づき、21年度の矢板市泉地区小学校統合および開校に向け取り組んでいるとのことでありました。

研修のテーマおよび内容については、小学校適正配置事業、小学校統合へのプロセスおよび住民アンケートの実施の手法についてでありました。

矢板市小学校適正配置事業については、泉地区小学校4校の統廃合に至る経緯について説明を受けました。特に手順が際立っており、平成18年2月に適正配置検討委員会より答申を受けた教育委員会は、3月、矢板市長へ建議。5月、部局政策室が主幹となり11月に基本計画を策定。同じく全員協議会へ報告。19年2月から7月、各会場3回の地域説明会。19年9月、統廃合へ向けて具体的作業を開始。20年、廃校後の校舎の有効活

用について検討。21年4月、統合というプロセスを踏んでおりました。

詳細な分析（児童、教職員、保護者）アンケート調査、年度別児童数、学級数の将来推計、小規模化にかかる問題点、各小学校ごとの3回の地域説明会の開催、統廃合に伴う学校設備、通学方式、廃校になる学校の取り扱いとその伝統と歴史の取り扱い等々に基づく44ページにわたる小学校適正配置基本計画が策定され、実施スケジュールに基づき事業が展開されているとの説明でありました。

潟上市でも豊川小学校の統廃合が課題となる中、詳細なデータの分析、それをもとにした基本計画の策定が急がれる。また、手順の見直しや議員、住民への丁寧な説明、情報公開が徹底してなされることも必要であると感じてまいりました。

7月16日、真岡市。市の概要については前段省略します。首都圏より100キロ以内の立地条件に恵まれ、第2次産業が中核の都市で、5つの工業団地が造成されているところ。教育は日本一の教育都市を目標に掲げ、情報センター、ゆうあいネット、科学教育センター、自然教育センターを中心とした特色ある教育が展開されていて、小学校15校、中学校6校、高校4校とのことで、私どもの研修テーマ、内容については、情報センター、ゆうあいネットについてですが、真岡市では市民生活の情報化を推進するため、平成9年、情報センターを設置して教育関係システムとして平成14年に学校支援情報システムインターネット交流のシステムが導入されております。現在、そのシステムの中核をなすものとしてゆうあいネットが公開されておりました。ゆうあいネットのコンテンツの中身は、①小学生、中学生、先生向けの授業で使える教材としてのネットスクールリンク集、資料館、これには指導案や授業のワークシートなど取り組んでおりました。2番めに、市内小中学校情報共有サイト、これは不審者情報や風邪情報に活用されているとの説明を受けてまいりました。また、専任の指導主事2名が配置され、コンテンツの作成を担当しており、情報化社会での学校支援システムとして児童生徒の習熟度を高め、フレキシブルで効果的な学習が展開されている。これのアクセス状況は、年平均1万910アクセス、月平均900アクセスとのことでありました。平成20年度、指定管理者制度の導入により、情報センターの運営が真岡ケーブルテレビ株式会社に移行しているとのことでもありました。教育ビジョンとして日本一の教育都市を掲げ、ネットを活用しての特色ある授業を展開しておりました。また、一般会計に占める教育予算も構成比14.6%であり、高い構成比であることに感嘆してきました。

潟上市でもネットの活用の仕方について、さらに研鑽に努めなければならない。また、

潟上市は教育投資比率も低く、明確なビジョンのもと、教育投資を高める必要があると感じてきたところです。

7月16日、日光市。市の概況は省略します。教育の特徴として、小中一貫教育が実施されておりまして、また、市の職員としての独自に2名の臨床心理士が採用され、各学校の要望に応じて巡回指導や相談活動にあたっているとのことで、ここは小学校24校、中学校12校、小中併設校5校、高校3校の都市でありました。

私どもの研修内容については、小中一貫の教育についてであります。

日光市では、教育の具体的な課題として、中学校入学後に不登校が急激に増加している問題や、小学校での英語教育の取り組みに学校格差が大きく生じている現状があり対応が急務となっており、この2つの課題への対策として、小中間の一貫性のある教育の実現のため小中一貫校の設置を決定したということであります。17年度1校、19年度3校、20年度、市内全域に拡大しました。具体的には、小中間の交流を行う。特に中学校の教師の専門性を生かした教科担任制を小学校高学年で実施。英語教育については、小学校1年から6年まで英語科を新設。基礎的なコミュニケーション能力の育成を目指す。6年生は中学校の教科書を採用。中学校では英語の運用能力を高める。また、文化スポーツ活動における小中一貫した指導体制を整え、趣味や特技の継続的な伸長を図っていくとの説明でありました。教育課題への対策として、小中一貫教育をビジョンに掲げ、4年をかけて全市で実施した。先進的な取り組みで学ぶべきところが多く感じました。

潟上市でも学校教育、社会教育、社会体育などの教育課題の洗い出しをし、特色ある教育を構築しなければならないと感じてきたところです。

以上であります。

○議長（藤原幸作） これで報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

【日程第4、市長行政報告】

○議長（藤原幸作） 日程第4、市長より行政報告がありますので、これを許します。石川市長。

○市長（石川光男） あらためておはようございます。

本日ここに、平成20年第3回定例会を開会しましたところ、議員各位には、ご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございました。

提出議案の審議に先立ち、第2回定例会以降の市政に関わる主な事項の報告と提出議

案の概要について申し上げます。

はじめに、男鹿市・潟上市・南秋田郡消防広域化について申し上げます。

男鹿地区消防一部事務組合消防本部、湖東地区行政一部事務組合消防本部、五城目町消防本部の3つの本部を統合するため、平成20年1月に各市町村長からなる「男鹿市・潟上市・南秋田郡消防広域化協議会」を設置し、平成20年度の統合を目処に協議を進めております。

本協議会に職員による幹事会および調整会議を設置し、統合方式や名称、事務所の位置、議員の定数、経費の支弁方法等について協議検討させてまいりましたが、これを受けて8月1日に第1回男鹿市・潟上市・南秋田郡消防広域化協議会を開催しており、現在の主な調整項目案と課題等について申し上げます。

消防広域化に関わる主な調整項目のうち、統合方式については、一部事務組合方式とすること。名称は、男鹿潟上南秋消防組合とすること。事務所の位置を現在の男鹿地区消防一部事務組合に置くこと。議員の定数については16名とし、市4名、町村各2名とすることなどを確認しております。

本協議会で別途協議としたのは、経費の支弁の方法であり、当初、男鹿地区消防一部事務組合で採用している人口割80%、平等割20%の支弁方法を基本に試算しましたが、構成市町村の負担割合に不均衡を生じることから、さらに見直し、協議検討を重ねていくこととしております。

これらの協議内容等を踏まえた8月25日の議会全員協議会では、名称や組合経費の支弁方法等について、広域化のスケールメリットと消防力の向上等に意を配しつつ、構成市町村議会および住民の理解が得られるよう、より精査検討してほしい旨の意見・要望が寄せられました。

本市においても、組合経費の負担方法に方向性を見出すことが統合の最大の課題であるとの認識のもと、鋭意、協議検討してまいり所存であります。

次に、ふるさと応援寄附金について申し上げます。

平成20年5月1日からスタートしました「ふるさと納税制度」については、首都圏在住者を中心に寄附金申し込みや問い合わせが寄せられております。広報やホームページ等でのPRをはじめ、県・秋田市・男鹿市と合同でお盆時期の帰省客へのリーフレット配布等を実施しておりますが、今後もふるさと会等での周知方を図ってまいります。

なお、8月末現在の寄附金申し込み状況は、9件、130万円となっております。

次に、市税の収納対策について申し上げます。

第1回潟上市インターネット公売を7月30日から8月1日まで、競り売り方式により行った結果、座卓1件が50万4,000円で落札され、8月5日に消費税込価格52万9,200円の入金がありましたので、物件を引き渡ししております。この入金のうち、ヤフー株式会社に3%の取扱手数料1万5,876円を滞納処分費として支払い、残額51万3,324円を滞納者の未納税金に充当しましたことをご報告致します。

なお、引き続き収納率の向上と納税の公平性を確保するため、インターネット公売を執り行ってまいります。

次に、アスベストの再調査について申し上げます。

国内で未使用とされておりました新たな3種類のアスベストについては検出されませんでした。分析・調査の規格が改正されたことにより、前回の調査では「含有なし」とされておりました出戸小学校の食堂天井と東湖小学校の高架水槽室、給食室天井裏、図書室天井裏、英語活動教室天井裏で新たにアスベストが検出され、直ちに浮遊調査を実施しましたところ、飛散の恐れのないことを確認しております。

次に、天洋跡地の利活用について申し上げます。

天洋跡地の利活用については、6月定例会で報告しましたとおり、集会所の建設と駐車場・緑地および宅地分譲の土地利用計画が整いましたので、昭和地区地域審議会と自治会等で協議をいただきました。基本的な土地利用の方針としては、地元自治会と商店会が共同で使用できるよう意を用いることとし、地域活性化につなげたいと考えております。

本定例会に集会所建設に関わる関係予算を計上しておりますが、宅地分譲につきましてもできるだけ早い時期の分譲を目指し、進めることとしております。

次に、表彰式典について申し上げます。

来る11月3日、天王総合体育館を会場に潟上市表彰式典を挙げる予定としております。これに先立ち、去る8月7日に表彰審議会を開催し、名誉市民条例および表彰条例に基づいて、名誉市民には昭和出身で世界的に活躍する写真家の中村征夫氏を、また、功労者については各分野に功労のあった36名を諮問し、いずれも満場一致で答申をいただきました。名誉市民として答申を受けた中村氏は、写真界の最高の名誉とされる木村伊兵衛賞、土門 拳賞を受賞され、昨年は秋田県文化功労章を受章されております。これを受けて、本定例会に本市初の潟上市名誉市民として中村征夫氏の選定についての同

意案件を提出しておりますので、ご審議のほど宜しくお願い致します。

また、各分野において活躍し、貢献されております方々に対しても感謝状をもって意を表することとしております。

次に、飯田川雇用促進住宅について申し上げます。

飯田川雇用促進住宅については、平成20年度内に譲渡・廃止の決定をすることを独立行政法人雇用・能力開発機構から伝えられております。市へ譲渡する場合の価格は評価額の2分の1の7,460万円ではありますが、購入した場合、10年間は公的な住宅として使用することが条件とされております。

平成20年度における県内市町村の状況をみますと、14市町で25棟の雇用促進住宅がありますが、7月現在、取得することとしているのは平成6年建設住宅の1自治体のみとなっております。

今後の対応としましては、建物が築32年と古く、大規模修繕や耐震補強等が想定されますことから、購入についてはより慎重に対処すべきと考えておりますが、雇用・能力開発機構による土地および建物の再評価の結果を踏まえながら方針を決定してまいります。

次に、昭和・飯田川地区し尿の男鹿地区衛生センターへの搬入申し入れについて申し上げます。

昭和・飯田川地区のし尿は、現在、昭和衛生センターで処理しておりますが、搬入量は年々減少しているにもかかわらず施設の老朽化が進み、施設の改築や機械設備の更新に迫られております。

これに対し、天王地区のし尿は男鹿地区衛生センターでの処理となっておりますが、こちらも下水道や合併浄化槽の普及により搬入量が年々減少し、昭和・飯田川地区のし尿を受け入れる余裕がありますことから、本市全域で男鹿地区衛生処理一部事務組合に加入し、し尿の処理をすることが適当と考えております。

これらの内容については、先の議会全員協議会での協議結果を受けて、平成20年8月27日付けで男鹿地区衛生処理一部事務組合に申し入れを致したところであります。

今後、組合負担金や議員の構成人数等につきましては、十分な検討を行い、平成21年4月1日の処理開始に向けて鋭意努力してまいりたいと存じます。

次に、食育推進計画の策定について申し上げます。

平成17年6月に食育基本法が成立し、市町村での食育推進計画作成が努力義務となり

ました。本市でも、食について自ら考え、バランスのとれた健全な食生活を実践し、また、地域の食文化への理解を深め、食に関わる人々へ感謝する心を育て、市民一人ひとりが健全で心豊かな生活を送るための指針として「食育推進計画」を策定することとしております。

策定にあたっては、公募委員を含め外部委員会「食育推進懇談会（仮称）」の設置を予定しており、本定例会に係る予算を計上しております。年度末の計画策定を目指し、今後は懇談会の意見をいただきながら内容を詰めていくこととしております。

次に、検診関係について申し上げます。

医療確保法の施行に伴い、今年度の早朝検診は基本健診が抜け、がん検診が中心となり、日程も従来より8日ほど短い29日間での実施となりました。

受診者の状況については、基本健診が抜けたことから受診率は昨年度より若干減少傾向にあり、胃がん検診は2,446人の受診で5%減、大腸がん検診は2,953人で10%減、前立腺がん検診では792人で6%増となっております。

また、乳がん、子宮がん、骨粗鬆症検診につきましては、本市はレディース検診として医療機関検診と集団検診の2通りの方法で実施しておりますが、現時点では医療機関検診・集団検診とも受診者は昨年並みとなっております。

さて、基本健診に代わる特定健診、後期高齢者健診は20年度から各医療保険者が実施することとなりました。本市で実施義務のある国民健康保険加入者と後期高齢者医療制度加入者の健診につきましては、7月から医療機関健診として、本市および秋田市・男鹿市・南秋田郡内の契約医療機関で実施しておりますが、現時点では大きな混乱もなく推移しているものと考えております。

なお、健診はこの後12月まで実施することとしております。

次に、農業関係について申し上げます。

はじめに稲作の状況につきましては、春先の低温により幾分生育の遅れがあったものの7月の好天により生育を取り戻し、出穂は平年並みになりました。茎数は平年並みですが、一部にいもち病および紋枯れ病の発生が見られました。

病害虫防除は8月10日から12日まで有人へりおよび無人へりによる航空防除をきめ細かく実施し、防除後のすくい取り調査ではカメムシの防除に効果が出ております。今後は個人防除を徹底するとともに適期に刈り取りをし、良質米生産ができるよう関係機関と連携、指導してまいります。

地域水田農業活性化緊急対策交付金につきましては、農家から提出された営農計画に基づき確認し、契約農家への支払いは7月7日に終了しております。

「水田経営所得安定対策」における加入手続きの状況等について申し上げます。

認定農業者の数は現在216名となっており、うち167名から申請がなされ、対象となる4ヘクタール要件を満たす認定農業者の97%が手続きを済ませております。一方、組織体による状況は、集落営農組織が15組織、法人組織が2組織となっております。

この結果、本市における加入手続きによる水田面積のカバー率は57.4%となり、半数以上が担い手による営農を目指すこととなります。

なお、秋田地域振興局管内の平均値は35%となっております。

米の生産目標に向けての取り組みについては、本年産の生産数量目標1万1,639トンが配分されております。これによる転作実施面積は1,050ヘクタールとなり、助成要件に基づく大豆転作の団地数は27団地、面積647ヘクタールとなっております。播種期に水分不足が見られましたが、その後の良好な天候により順調な生育となっております。今後も病虫害の徹底防除を指導してまいります。

果樹については、和梨が今年は雨が少なく小玉となっております。出荷につきましては平年より若干早まり、和梨の主力品種「幸水」は8月22日より出荷されております。今年は今のところ台風による被害もなく、順調に推移しているところであります。

花きの輪菊については、定植後の気温が比較的安定していたことから、お盆出荷が順調に行われました、今後も適期・適量出荷に努めるとともに、病虫害の徹底防除を実施するよう指導に努めてまいります。

次に、観光について申し上げます。

8月2日、3日に飯田川庁舎前広場を会場に「第26回飯田川鷺舞まつり」が開催されました。両日とも天候が危ぶまれ、最終日に雨天のため終盤の一部行事を中止しましたが、本まつりの「鷺舞」は盛会裏に終えることができました。

また、「第42回八郎まつり」は8月16日に実施され、八郎神社から市役所昭和庁舎までの龍体御輿練り歩き・双龍出合いのセレモニー・大久保小学校児童によるヨサコイ音頭・新聞ささら・カラオケ大会など活力あふれたまつりとなりました。

また、8月30日、31日には、潟上市三大まつりのフィナーレを飾る「天王グリーンランドまつり2008」が開催されました。

初日の「第4回潟上市盆踊り大会」には、団体32チーム、うち子供の部8チームの参

加があり、一般参加とともに子供たちの参加も多く見られ、優雅に踊りの輪を広げました。キャラクターショーは、多くの子供たちが一緒に楽しみ、芸術文化協会員による発表会や民謡ショーも大勢の来場者とともに大いに盛り上がりました。まつりの最後の花火は、ファンタジックな光景が去りゆく夏と実りの秋に大いなる夢と期待をふくらませて夜空に繰り広げられました。231社、434万5,000円の協賛金を賜り、関係各位に対しまして衷心より深く感謝申し上げる次第であります。

次に、教育関係について申し上げます。

はじめに、今年度で4回めとなる中学生ホームステイ体験学習について申し上げます。

訪問先はオーストラリアで、7月23日から31日までの9日間にわたり、市内2校より12名の生徒が参加し実施しております。訪問先ではホストファミリーの一員として生活を送ったほか、現地の学校での交流を通じ、国際理解など人材育成が図られたものと思っております。

なお、8月18日に今回のホームステイにおける研究テーマについての報告会が行われ、それぞれが貴重な体験を通して感じたこと、学んだことなどが発表されました。

次に、中学校英語指導助手であります。これまで3年間にわたり勤務していただきておりましたセス・イーソン氏が帰国され、代わりにデルマー・ロペズ氏が8月6日に着任致しております。

次に、児童生徒のスポーツ活動についてご報告致します。

羽城中学校野球部が第57回秋田県中学校総合体育大会で、3年ぶり3度めの優勝という栄冠に輝き、東北大会においても見事な活躍をみせたほか、天王南中学校剣道女子団体が同じく全県大会で準優勝と活躍し、続く東北大会でもベスト8の成績を残しました。

また、個人競技においても、天王中学校女子剣道で県大会、東北大会で優勝、準優勝という校史に残る輝かしい活躍をみせたほか、柔道、陸上、バドミントン等でも、すばらしい成績を残すことができました。

このほか、第28回全日本学童軟式野球秋田県大会で地元代表の追分野球スポーツ少年団がベスト4、第39回秋田県小学校クラブ野球大会では飯田川イーグレッツ野球スポーツ少年団が見事優勝する等、本市の児童生徒たちの活躍は市民に元気と夢とすばらしい感動を与えてくれました。今後もなお一層の活躍を期待するものであります。

本定例会には、平成19年度潟上市健全化判断比率についての報告、平成19年度潟上市公営企業資金不足比率についての報告、議案として潟上市認可地縁団体の印鑑の登録及

び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）他 4 件の条例案、平成20年度一般会計補正予算（案）他各会計補正予算（案） 8 件、平成19年度各会計決算の認定並びに同意案件として潟上市名誉市民の選定について、人権擁護委員候補者の推薦についてを提出しております。

なお、平成20年度の各会計補正予算案については、この後、担当部長から説明させます。

また、平成19年度各会計決算については、主要成果でご説明致します。

以上が行政報告並びに本定例会に提出しております議案であります。適切なるご決定を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（藤原幸作） これで市長の行政報告を終わります。

暫時休憩します。再開は11時20分とします。

午前 1 1 時 0 4 分 休憩

.....
午前 1 1 時 2 0 分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

【日程第 5、報告第 2 号 平成 1 9 年度潟上市健全化判断比率について 及び 日程第 6、報告第 3 号 平成 1 9 年度潟上市公営企業資金不足比率について】

○議長（藤原幸作） 日程第 5、報告第 2 号、平成19年度潟上市健全化判断比率について および日程第 6、報告第 3 号、平成19年度潟上市公営企業資金不足比率についてを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

報告第 2 号および報告第 3 号について、当局より提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長（鎧利行） それでは、ただいま提案されました報告第 2 号についてご説明申し上げます。

報告第 2 号、平成19年度潟上市健全化判断比率について。

平成19年度潟上市健全化判断比率は別紙のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により報告する。

平成20年 9 月 9 日提出 潟上市長 石川光男でございます。

それでは、次の 2 ページをご覧ください。

健全化判断比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成19年度から報告することになったものでございます。

最初に、2ページの総括表中の実質赤字比率について申し上げます。3ページの上段の表と一緒にご覧になっていただきたいと思います。

実質赤字比率は、福祉や教育、まちづくりなどを行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を表すものでございます。

本市の場合、一般会計等には一般会計と有線放送事業特別会計、土地取得特別会計の合計を指しております。

数値についてでございますが、総括表のとおり赤字はございませんので、比率はゼロとなります。参考までに、黒字比率については5.01%であります。

次に、連結実質赤字比率について申し上げます。

連結実質赤字比率は、すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体としての運営の深刻度を表すものでございます。

なお、すべての会計には財産区特別会計は市町村として別の法人格を有する団体なので、健全化判断比率の算定には含めないこととなっております。

連結での赤字は表のとおりありませんので、比率はゼロとなります。参考までに、黒字比率は10.26%であります。

次に、実質公債費比率について申し上げます。

実質公債費比率は、借入金の返済額および、これに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものでございます。

比率は、平成17年度決算から平成19年度決算までの3年間の平均で18.1%でございます。これにつきましては、お手元の議案の4ページに掲載されている数値でございます。

最後に、将来負担比率の状況について申し上げます。

将来負担比率は、地方公共団体の一般会計の借入金や退職金、特別会計等の借入金に対する一般会計からの繰出金など、将来支払うべき負担等の残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもので、128.2%であります。

これら4つの指標は、すべて早期健全化基準を潟上市の場合は下回っております。

以下のページに、議案の3ページから5ページに各指標の詳細を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

なお、今回報告した指標については、国・県でも現在精査中であり、算定の考え方に

変更が出たりすると比率そのものが変動する可能性がありますので、そのことを申し添えておきたいと思います。

以上が報告第2号についての説明でございます。

続きまして、議案の6ページをお願いします。

報告第3号、平成19年度潟上市公営企業資金不足比率について。

平成19年度潟上市公営企業資金不足比率は別紙のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告する。

平成20年9月9日提出 潟上市長 石川光男でございます。

まず最初に、7ページのところでございます。

法適用公営企業、すなわち水道事業会計の資金不足比率について申し上げます。

同会計の決算認定につきましては、これまでは地方公営企業法に基づき監査委員の審査に付した後、事業年度終了後3か月を経た最初の定例会で議会の認定をいただいております。先ほど説明したとおり、今年4月から財政健全化法が一部施行されたことに伴い、これまでの決算書類に加え、同法に基づき新たに資金不足比率についても監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告かつ公表しなければならない旨が規定されたところでございます。

資金不足の算定は、流動負債（未払金）に、建設改良費以外の経費の財源に充てるための企業債残高を加えた額から流動資産を差し引きし、ゼロより大きい額の場合、資金不足額が生じたこととなります。

同会計の平成19年度決算では、流動負債が2,333万2,000円、建設改良費以外の経費の財源に充てるための企業債残高はございません。一方、流動資産は3億7,634万7,000円でございます。差し引き致しますと、マイナス3億5,301万5,000円でありますので、資金不足は生じておりません。したがって、営業収益から受託工事収益を控除した事業の規模を分母とする資金不足比率は、ございません。

次に、議案の8ページでございます。

法非適用公営企業、すなわち下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、それから合併処理浄化槽特別会計の資金不足比率についてご説明致します。

資金不足額の算定は、歳出額より歳入額から繰越明許費繰越額のうち未収入特定財源を差し引いた額を差し引きし、ゼロより大きい額の場合は資金不足額が生じたこととなります。

下水道事業特別会計の平成19年度決算は、歳出額が19億6,884万2,000円、歳入額から繰越明許費繰越額のうち未収入特定財源を差し引いた額が19億9,103万9,000円で、差し引きマイナス2,219万7,000円でございます。

農業集落排水事業特別会計の決算は、歳出額が1億7,956万7,000円、歳入額が1億8,283万6,000円で、差し引きマイナス326万9,000円であります。

次に、合併処理浄化槽特別会計の決算は、歳出額が2,063万2,000円で、歳入額が2,303万8,000円で、差し引きマイナス330万6,000円であります。

この3つの会計とも資金不足額はございませんので、資金不足比率はございませんということでご報告申し上げます。

以上、報告第2号と報告第3号の説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これより報告第2号および報告第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

【日程第7、議案第64号 潟上市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第7、議案第64号、潟上市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第64号について、当局より説明を求めます。伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） それでは、議案第64号、潟上市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）についてでございます。

潟上認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年潟上市条例第14号）の一部を次のように改正するものとする。

平成20年9月9日提出 潟上市長 石川光男でございます。

提案理由ですけれども、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）による地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、認可地縁団体に関する規定が整備されたため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページ、お願い致します。

潟上市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）。

潟上市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年潟上市条例第14号）の一部を次のように改正する。

以下、条文の改正の部分をご載せております。

参考のため、今回参考資料を提出してございます。それが改正前、それから現行の法律というふうになっておりますので、後でご参考のために見ておいてください。

附則として、この条例は、平成20年12月1日から施行するものでございます。

今回の改正につきましては、先ほど申し上げましたように公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律「整備法」の施行に伴い、整備法第199条の規定による地方自治法の一部改正により、地方自治法第260条の2第15号の規定で民法を準用した部分の改正後の地方自治法の該当情報に改めることとなりました。民法上で「理事」となっている準用部分を地方自治法では「代表者」と規定しているものでございます。また、民法で「法人」となっている準用部分を地方自治法では「認可地縁団体」と規定しているため、条例の関係部分を改正するものでございます。

ちなみに参考でございますけれども、潟上市で地縁団体がいくらかあるかということで4団体ございます。昭和地区に3団体、それから天王地区においては1団体がございます。計4団体でございますので、宜しくご審議くださるようお願い致します。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

【日程第8、議案第65号 潟上市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第8、議案第65号、潟上市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第65号について、当局より説明を求めます。伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） それでは、議案第65号、潟上市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成17年潟上市条例第42号）の一

部を次のように改正するものとする。

平成20年9月9日提出 潟上市長 石川光男でございます。

提案理由でございますけれども、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）による公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）の一部改正に伴い、同法を引用する箇所を改める必要があるため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページ、お願い致します。

潟上市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

潟上市公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成17年潟上市条例第42号）の一部を次のように改正する。

これも参考資料の方へ新旧対照表が載っておりますので、後でご参照ください。

附則として、この条例は、平成20年12月1日から施行するものでございます。

今回の改正は、ほとんど上位法律、それから関係法律の改正に伴うものでございます。

改正内容と致しましては、題名を「潟上市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改めるということでございます。また、第1条中の法律および字句を「公益法人等」を「公益的法人等」に改めたものでございます。現行の公益法人は社団法人及び財団法人で、今回の改正により一般社団法人及び一般財団法人と公益社団法人及び公益財団法人に分離されたことによる改正でございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

【日程第9、議案第66号 潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第9、議案第66号、潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第66号について、当局より説明を求めます。伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） それでは、議案第66号、潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年潟上市条例第45号）の一部を次のように改正するものとする。

平成20年9月9日提出 潟上市長 石川光男でございます。

このたびの改正の提案理由は、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成19年法律第58号）による公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）の一部改正により、所要の規定の整備を行い、併せて育児を行う職員の早出遅出勤務の規定を整備する必要があるため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年潟上市条例第45号）の一部を次のように改正するものでございます。

この条項につきましても参考資料の方へ掲載してございますので、後でご参照ください。

附則、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、平成20年10月1日から施行するというものでございます。

今回の改正につきましては、改正内容として第8条の但し書に育児短時間勤務職員の規定を整備したものでございます。また、第8条の2には、学童保育に託児している子を追加したものでございます。それから第12条は、「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」というふうに改めたものでございます。

特に子育てに関しては、子育て環境を整備すると、充実するという意味あいから今回の条例改正に伴うものでございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

【日程第10、議案第67号 潟上市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第10、議案第67号、潟上市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第67号について、当局より説明を求めます。伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） 議案第67号、潟上市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例（案）について。

潟上市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成20年9月9日提出 潟上市長 石川光男でございます。

提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）が平成20年6月18日に公布され、議員の報酬に関する規定が整備されたことに伴い、所要の規定の整備が必要なため、関係条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

潟上市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

第1条、第2条、第3条となって改正部分が下記のようになっております。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものとする。

今回の改正につきましては、地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）の改正規定により、議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支給方等に関する規定から分離するとともに、報酬の名称を「議員報酬」に改めたことにより、条例の関係部分を改正するものであります。

第1条でございますけれども、潟上市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する一部改正中でございますけれども、題名中の中に「報酬及び費用弁償」を「議員報酬」に改めると。条文中の「報酬」を「議員報酬」に改めるものでございます。

第2条、潟上市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございますけれども、第1条中の「議会の議員を除く」の部分を削除するものでございます。

それから第3条、潟上市特別職報酬等審議会条例の一部を改正するという事で、第2条中の「報酬」を「議員報酬」に改めるものでございます。

これも上位法律、それから関係法律の改正による条例の改正でございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第67号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第67号を採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

【日程第11、議案第68号 潟上市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例(案)について

○議長(藤原幸作) 日程第11、議案第68号、潟上市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例(案)についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第68号について、当局より説明を求めます。伊藤総務部長。

○総務部長(伊藤賢志) 議案第68号、潟上市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例(案)について。

潟上市職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年潟上市条例第18号)の一部を次のように改正するものとする。

平成20年9月9日提出 潟上市長 石川光男でございます。

提案理由でございますけれども、独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律(平成18年法律第100号)の施行に伴い、同法を引用する箇所を改める必要があるため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

潟上市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例(案)。

潟上市職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年潟上市条例第18号)の一部を次のように改正する。

本案は、潟上市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正するものでございますけれども、今回の改正につきましては、関係法律、いわばいわゆる独立行政法人国際協力機構の方の法律の一部が改正になったという施行に伴って、同法第13条の第1項第1号の次に条文が追加になったということで、条例の関係部分を改正するものでござい

ます。

改正の内容と致しましては、第2条第6項第1号中の独立行政法人国際協力機構の「第13条第1項第3号」を「第13条第1項第4号」に改める。これは同法の第13条第1項第1号の次に1号が追加されたことにより条文が繰り下がったという改正でございますので、宜しくお願い致します。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

昼食のため休憩します。再開は午後1時30分とします。

午前 11時48分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

【日程第12、議案第69号 平成20年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について から 日程第20、議案第77号 平成20年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第12、議案第69号から日程第20、議案第77号までの平成20年度潟上市一般会計補正予算（案）、各特別会計補正予算（案）、水道事業会計補正予算（案）を一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第69号から議案第77号について、当局より一括して説明を求めます。伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） それでは、議案第69号、一般会計ほか特別会計7本、それから企業会計1本の大綱説明を致します。

議案第69号、平成20年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について。

平成20年度潟上市一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,816万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億9,055万9,000円とするものでございます。

はじめに、歳入予算について主なものをご説明申し上げます。

8ページでございます。

13款2項国庫補助金は、2目土木費国庫補助金で1,474万5,000円であります。

14款2項県補助金であります。1目総務費県補助金と2目民生費県補助金合わせて404万7,000円であります。

14款3項県委託金は、1目総務費委託金943万2,000円であります。

17款1項1目1節特別会計繰入金は1,296万1,000円ありますが、これは介護保険事業特別会計繰入金で前年度の精算に伴うものでございます。

9ページ、お願い致します。

18款1項1目前年度繰越金は7,562万5,000円の計上でございます。

20款1項市債は、1目土木債が1,410万円、2目臨時財政対策債が1,770万円でありま
す。3目総務債が4,770万円、合計7,950万円であります。

続いて歳出について申し上げます。

10ページでございます。

2款1項5目財産管理費は2,699万7,000円で、主に土地開発償還金の繰上償還による
ものでございます。10目自治振興費は5,043万5,000円で、昭和地区の上町集会所建築に
関わるものでございます。

続いて11ページ、12目生活交通費は848万4,000円で、主に昭和地区のマイタウンバス
の購入に関わるものでございます。2項1目賦課管理費は5,066万9,000円で、主なもの
は委託料が2,435万6,000円で、平成21年10月より公的年金からの住民税特別徴収が開始
となることによる既存システム改修費および審査システムの導入費用でございます。ま
た、償還金利子及び割引料は2,613万9,000円で、税源移譲時の年度間の所得変動に関わ
る減額措置により、住民税の還付金2,366万5,000円などであります。

続いて14ページをお願いします。

6款1項4目農地費は512万3,000円で、集排25号防護柵設置工事でございます。

8款2項2目道路新設改良費は2,621万6,000円で、市道5路線、うち交付金事業が3
路線でございます、の整備などに関わるものでございます。

続いて15ページをお願いします。

8款4項4目地域再生事業費は73万7,000円ありますが、これは先ごろ採択された
地域再生事業の事務費であります。

17ページ、10款7項3目体育施設費は531万5,000円ありますが、主なものとしては
天王グラウンドゴルフ場の芝の張り替え工事450万円であります。

次からは特別会計になります。

議案第70号、平成20年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）でございます。

平成20年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ115万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億8,771万5,000円とするものであります。

主な内容と致しましては、時間外手当とコンピューターネットワークシステムの改修委託料でございます。

次に、議案第71号、平成20年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）でございますけれども、平成20年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,928万9,000円とするものでございます。

主な内容と致しましては、時間外手当や、それから印刷製本費でございます。

次に、議案第72号、平成20年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）でございますけれども、平成20年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、保険事業会計の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,461万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億2,833万3,000円とするものであります。

主な内容と致しましては、前年度の国・県等の負担金や一般会計からの繰出金の精算でございます。

また、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,057万2,000円とするものであります。

補正の内容は、保険事業勘定に対する繰出金であります。

次に、議案第73号、平成20年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第2号）（案）でございますけれども、平成20年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,292万7,000円とするものでございます。

主な内容と致しましては、落雷災害の復旧費でございます。

次に、議案第74号、平成20年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案）でございます。

平成20年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の

総額に歳入歳出それぞれ28万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億506万8,000円とするものでございます。

内容と致しましては、大崎地区の排水施設の修繕でございます。

次に、議案第75号、平成20年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）でございますけれども、平成20年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8,927万9,000円とするものであります。

主な内容と致しましては、公共下水道事業費と特定環境保全公共下水道事業費の組み替えでございます。

次に、議案第76号、平成20年度潟上市合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）（案）でございますけれども、潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ644万円とするものであります。

主な内容と致しましては、施設の保守管理委託料であります。

議案第77号、平成20年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）（案）でございますけれども、平成20年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的支出は利子の減額524万5,000円で、収益的収入は、それに伴う一般会計の繰入金の減額です。また、資本的収入は一般会計繰入金38万8,000円の追加で、資本的支出においては秋田市の高岡地区配水管布設工事410万8,000円の追加と、元金10万3,000円の減額であります。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

【日程第21、認定第1号 平成19年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定についてから 日程第34、認定第14号 平成19年度潟上市水道事業会計決算の認定について】

○議長（藤原幸作） 日程第21、認定第1号から日程第34、認定第14号までの平成19年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定、各特別会計歳入歳出決算の認定、水道事業会計決算の認定についてを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

認定第1号から認定第14号までの14議案について、一括して当局より主要施策成果について説明を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） お手元に平成19年度潟上市主要施策成果説明書を配布しておりますが、私から平成19年度決算の概要についてご説明申し上げます。

はじめに一般会計であります。歳入決算額は128億6,592万6,000円、歳出決算額は124億1,649万9,000円、実質収支額は4億4,942万7,000円であります。

続きまして、平成19年度の主な事業でございますが、追分下出戸線をはじめとする市道整備事業が9路線で1億2,773万1,000円、第62回国民体育大会秋田わか杉国体開催事業の補助金が2億1,124万5,000円、人件費や事務費まで含めた総事業費は2億8,386万円あります。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険、老人保健、介護保険の3会計を合わせた社会保障関係会計の歳入決算額は92億7,316万3,000円、歳出決算額は91億8,324万9,000円、実質収支額は8,991万4,000円あります。

次に、農業集落排水事業、下水道事業、合併処理浄化槽事業の3会計を合わせた下水道関係会計の歳入決算額は21億9,781万5,000円、歳出決算額は21億6,904万1,000円、実質収支額は2,877万2,000円あります。

主な事業としては、公共下水道事業として、管渠整備1,618メートル、特定環境保全公共下水道事業として管渠整備4,926メートル、合併処理浄化槽整備事業として合併処理浄化槽の設置が13個あります。

以上を含めた特別会計全体で、歳入決算額は115億5,642万7,000円、歳出決算額は114億3,517万7,000円、実質収支額は1億2,124万8,000円あります。

最後に、水道事業会計について申し上げます。

歳入決算額は9億146万6,000円、歳出決算額は11億413万9,000円あります。

なお、各会計の主要成果の詳細については、総務部長から説明させます。

以上です。

○議長（藤原幸作） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） 皆さんにお詫びしたいことがございます。主要成果説明書の差し替えをお願いするものでございます。平成19年度潟上市主要成果説明書、潟上市財産に関する調書ならびに各会計決算資料の中の39ページに誤りがございましたので、皆さんに配付のものと差し替えをお願い致します。

それでは、19年度決算概要の説明を致します。

先ほど市長の説明した部分と繰り返しになる部分があるかと思いますが、宜しくお願い致します。

はじめに一般会計でありますけれども、歳入決算額は128億6,592万6,000円、歳出決算額は124億1,649万9,000円、実質収支額は4億4,942万7,000円であります。

歳入の主なものとしては、市税が26億8,149万3,000円、地方交付税が58億1,407万9,000円、国庫支出金が9億5,414万7,000円、県支出金が8億4,996万6,000円、市債が5億6,300万円でございます。

歳出の主なものですが、人件費が25億7,822万1,000円です。扶助費が18億6,518万2,000円、公債費が18億4,655万9,000円で、これら義務的経費の合計で62億8,996万2,000円となっております。

また、投資的経費は5億79万6,000円でございます。

主な事業と致しましては、投資的事业では道路整備事業が1億7,111万円、それから旧天洋跡地の建物解体工事が2,488万5,000円、天王ふれあい交流センターの源泉のしゅんせつ設備更新工事が1,580万3,000円、それから除雪体制整備事業補助金が530万円、集会所水洗化工事が7施設で1,309万円、鞍掛公園木橋改修工事が476万7,000円、それから市バス購入が1台で544万9,000円でございます。それから東湖小学校のアスベスト除去工事が404万3,000円、飯田川小学校の昇降機設置工事が610万4,000円、それから防火水槽設置工事が1,554万円、豪雨による災害復旧事業が1,029万8,000円であります。

また、ソフト事業の主なものとしては、国体競技開催事業補助金が2億1,245万1,000円、人件費や事務費など含めた総事業費は2億8,386万円、主要成果計上額で、市民総参加のもと、相撲競技、レスリング競技、少年男子の競技ともに大成功を収めることができました。

また、本市の将来都市像のその実現に向けた具体的な施策の基本方針を明確にし、都市計画決定の指針となる潟上市都市計画基本方針の策定を1,401万8,000円で実施しました。

また、心の健康づくり事業を79万2,000円で実施し、巡回相談や教室等の開催、また、心の健康づくりの市民集会には約1,100人もの参加がございまして、多くの市民に自殺予防について関心を持ってもらうきっかけとなったと思っております。

企業誘致活動は、昭和工業団地の管理費を含めて462万1,000円で、1社の進出がござ

いました。

それから地域における子育て支援の拠点施設として、783万4,000円で若竹幼児教育センター内に地域子育て支援センターを設置運営しております。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計については、歳入決算額は36億2,388万4,000円、歳出決算額は35億2,813万5,000円、実質収支は9,574万9,000円であります。

歳入の主なものとしては、保険税が9億206万4,000円、国庫支出金が10億1,439万4,000円、療養給付費等交付金が7億6,374万1,000円、県支出金が1億8,031万5,000円、繰入金金が4億130万4,000円であります。

歳出の主なものとしては、保険給付費が総額23億5,215万7,000円でございます。

老人保健特別会計について申し上げます。

歳入決算額は34億708万円、歳出決算額は34億6,150万5,000円で、実質収支は5,442万5,000円の赤字です。この不足分については、平成20年度同会計から繰上充用しました。

歳入の主なものとしては、支払基金交付金が17億5,165万3,000円、国庫支出金が10億9,807万1,000円、県支出金が2億6,658万9,000円、一般会計繰入金金が2億8,853万8,000円であります。

歳出の主なものとして、医療諸費が34億4,346万8,000円であります。

次に、介護保険事業特別会計について申し上げます。

保険事業勘定の歳入決算額は22億3,760万8,000円、歳出決算額は21億8,906万2,000円、実質収支額は4,854万6,000円であります。

歳入の主なものとしては、保険料が3億9,204万8,000円、国庫支出金が4億9,210万6,000円、支払基金交付金が6億4,543万1,000円、県支出金が3億566万4,000円、繰入金金が3億5,744万3,000円であります。

歳出の主なものとしては、保険給付費が20億4,834万6,000円、地域支援事業費が4,422万5,000円あります。

次に、介護サービス事業勘定の歳入決算額は459万1,000円、歳出決算額は454万7,000円、実質収支額は4万4,000円でございます。

歳入は、すべてサービス収入で459万1,000円、歳出は、すべて保険事業勘定への繰出金で454万7,000円あります。

次に、有線放送事業特別会計について申し上げます。

歳入決算額は4,672万円、歳出決算額は4,594万5,000円で、実質収支は77万5,000円です。

歳入の主なものとしては、使用料及び手数料が1,794万4,000円、一般会計繰入金が2,680万3,000円です。

歳出の主なものとしては、総務費が2,045万2,000円、それから公債費が1,985万円です。

次に、農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

歳入決算額は1億8,283万6,000円、歳出決算額は1億7,956万7,000円で、実質収支は326万9,000円です。

歳入の主なものとしては、農業集落排水施設使用料が2,330万2,000円、受益者分担金が357万1,000円、一般会計からの繰入金が1億1,376万1,000円です。

歳出については、施設の維持管理費と公債費です。

なお、平成19年度末の加入戸数は724戸となっております。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。

歳入決算額は19億9,104万1,000円、歳出決算額は19億6,884万2,000円、歳入歳出差引額が2,219万9,000円で、平成20年度の繰越財源2,000円を差し引いた実質収支は2,219万7,000円です。

歳入の主なものとしては、下水道使用料が3億3,057万5,000円、一般会計からの繰入金が6億7,064万1,000円、下水道事業債が7億7,540万円です。

歳出では、公共下水道事業費として1億4,076万7,000円で、管渠1,618メートル、汚水柵58か所、特定環境保全下水道事業費として3億6,060万6,000円で、管渠4,926メートル、汚水柵231か所を施工しています。

平成19年度末の供用開始面積は、公共下水道と特定環境保全公共下水道の合計で1,042ヘクタール、下水道加入戸数は7,348戸となっております。

次に、合併処理浄化槽事業特別会計について申し上げます。

歳入決算額は2,393万8,000円、歳出決算額は2,063万2,000円、実質収支は330万6,000円です。

歳入の主なものとして、国庫支出金が525万8,000円、受益者分担金が283万7,000円、合併処理浄化槽事業債が890万円です。

歳出では、合併処理浄化槽事業費として1,999万4,000円で、合併処理浄化槽を13基設

置してございます。

次に、豊川財産区特別会計については、歳入決算額は148万8,000円、歳出決算額は119万3,000円、実質収支は29万5,000円となりました。

次に、下虻川財産区特別会計については、歳入決算額は157万7,000円、歳出決算額は111万5,000円で、実質収支は46万2,000円となりました。

次に、和田妹川財産区特別会計については、歳入決算額は108万1,000円、歳出決算額は72万7,000円で、実質収支は35万4,000円となりました。

飯塚財産区特別会計については、歳入決算額は140万2,000円、歳出決算額は72万6,000円、実質収支は67万6,000円となりました。

次に、土地取得事業特別会計については、歳入決算額が歳出決算額ともに同額で3,318万1,000円でございます。

次に、水道事業会計について申し上げます。

収益的収入額が5億8,362万7,000円、収益的支出額が5億3,459万4,000円であります。また、資本的収入額は3億1,783万9,000円、資本的支出額は6億554万5,000円。

主な事業と致しましては、公共下水道工事に伴う水道管布設工事が536万9,000円、大長根地区排水管布設替え工事が199万5,000円、受水路の掘り抜きや、ろ過器制御盤改修、それから軽装設備更新等の施設改良工事が1,883万6,000円、水道事業基本計画の策定費1,890万円であります。

最後に、公的資金の補償金免除繰上償還金の結果について申し上げます。

これは平成19年度から3年間で、利率5%以上の市債、借入先が財政融資資金、または旧郵政公社資金、公営企業金融公庫資金のものについてでございます。

補償金を免除して繰上償還を認めるものでありますが、本市では一般会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、それから水道事業会計を合わせて79件、6億5,793万5,000円の繰上償還、または低利の借り換えを行っております。これにより、将来の支払利子1億2,278万8,000円を軽減することができました。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

【日程第35、平成19年度潟上市一般会計・特別会計及び水道事業会計歳入・歳出決算書の決算審査報告】

○議長（藤原幸作） 日程第35、平成19年度潟上市一般会計・特別会計及び水道事業会計

歳入歳出決算書の決算審査報告を行います。渡邊代表監査委員。

○代表監査委員（渡邊普二） 監査委員の渡邊でございます。

平成19年度潟上市各会計の決算を審査した結果につきまして、監査委員を代表致しましてご報告させていただきます。

審査対象は、潟上市一般会計歳入歳出決算と、12ございます特別会計の歳入歳出決算および法令に定める決算附属書類等でございます。審査は7月の24日から8月の7日までの期間、潟上市の各庁舎において実施致しました。

審査にあたりましては、各課から提出された資料をもとに関係職員の出席を求め説明を受けながら、その所管責任に関わる関係帳簿および証書類と照合を行い、例月出納検査や定期監査の結果も参考にし、実施致しました。

審査の結果でございますが、審査に付された各会計の歳入歳出決算書および附属書類は、関係法令の諸規定に準拠して作成され、かつ、それらの計数は正確であるものと認められました。また、決算の内容および予算執行状況につきましては、全般的に妥当であると認められました。さらに基金につきましても設置の目的に沿って運用され、計数も正確であると認められました。

総括的意見と致しましては、合併4年めに入り、行政改革の推進、組織機構、事務分掌の見直しなどについて積極的に実施し、また、合併協議において「当面現行のとおりとし、速やかに調整に努める」とされている事項につきましては、もう少しスピードを上げて取り組み、さらなる市民サービスの向上と潟上市発展のため、より一層努力されることを念願致します。

続きまして、19年度潟上市水道事業会計決算の審査についてであります。

審査は6月27日に潟上市役所昭和庁舎において実施致しました。

審査にあたりましては、決算報告書、財務諸表等、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績および財政状態を適正に表示しているかを検証するため、元帳その他会計帳簿および関係書類との照合等による方法にて実施致しました。

なお、当事業が経済性を発揮し、サービスが向上するように運営されたかどうかを検討するため、意見書にありますよう事業の分析も行っております。

審査の結果でございますが、審査に付された決算報告書、財務書表等は関係法令に準拠して作成されており、当事業の経営成績および当年度末現在の財政状態を適正に示しているものと認められました。

総括的意見と致しまして、企業債残高も前年より減少し、現在のところ経営の安定が認められるものの、今後は施設の老朽化に伴う維持補修費の増加、さらには最近の経済状況や利用者の節水意識等を反映し、給水利益も減少傾向にあるなど、経営を圧迫させる要因も考えられます。

こうした中、平成19年度に水道基本計画を策定し、本事業の現状と課題の把握が行われ、将来、施設更新・再編に向けての検討も進められてきております。何のために委託してまで水道基本計画を作成したのかを再確認し、計画を精査の上、事業運営にあたられることを期待致します。

水道事業は市民生活にとって重要なサービスの一つであり、合併後3年を経過しており、懸案となっている水道料金の統一に向け具体的な行動が必要と思われれます。

なお、本市の水道は地下水に依存していることから、水量および水質の監視を引き続き厳重に行い、財政の健全性も保ちながら、なお一層のサービスに努められることを念願致します。

次に、財政健全化比率について報告させていただきます。

先ほどの報告にもありましたけれども、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行され、各市町村では平成19年度決算から4つの健全化判断比率と公営企業会計の資金不足比率を算定し、議会へ報告し、公表することになりました。

審査の対象となります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担費比率についての審査結果でございますが、健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

実質赤字比率、連結実質赤字比率は、実質収支が赤字ではございませんので、比率はゼロとなっております。

公債費比率は18.1%、将来負担費比率は128.8%となっておりますが、早期健全化基準の数値以下であります。

続きまして、水道事業会計等における資金不足比率についての審査結果でございますが、各会計における資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されてあることが認められました。

資金不足比率は、実質収支の赤字はございませんので比率はゼロとなっております。

以上をもちまして、平成19年度の審査の報告とさせていただきます。

○議長（藤原幸作） これで渡邊代表監査委員の決算審査報告を終わります。

【日程第36、同意第6号 潟上市名誉市民の選定について】

○議長（藤原幸作） 日程第36、同意第6号、潟上市名誉市民の選定についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

同意第6号について、提出者より説明を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 同意第6号、潟上市名誉市民の選定について。

下記の者に潟上市名誉市民の称号を与え永くその功労を讃えるため、潟上市名誉市民条例第2条の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 東京都世田谷区若林3丁目6番6号

氏 名 中村征夫

生年月日 昭和20年7月1日

平成20年9月9日提出 潟上市長 石川光男

提案理由 氏は写真家として文化の興隆および環境問題に貢献し、その功績は郷土の誇りとして市民の尊敬の的と仰がれると認められるので、議会の同意を得て名誉市民の称号を与えその功績を讃えるものであります。

参考資料の15ページに中村氏の詳しい経歴が書かれています。

提案までの経緯を申し上げますと、名誉市民条例第2条の規定に基づいて8月7日に表彰審議会、委員10名を開催し、昭和出身で世界的に活躍する写真家の中村征夫氏を諮問し、同日、満場一致で答申をいただきました。名誉市民として答申を受けた中村氏は、写真家の最高の名誉とされる木村伊兵衛賞、土門 拳賞を受賞され、昨年は秋田県文化功労章を受章されております。

これを受けて、本定例会に名誉市民条例第2条の規定に基づき本市初の潟上市名誉市民の選定についての同意案件を提出した次第でありますので、ご審議のほど宜しくお願い申し上げます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより同意第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより同意第6号を採決致します。本案は、これに同意することに賛成の方は起立

願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、同意第6号は同意することに決定しました。

【日程第37、同意第7号 人権擁護委員候補者の推薦について】

○議長（藤原幸作） 日程第37、同意第7号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第7号について、提出者より説明を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 同意第7号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 鴻上市昭和大久保字北野白洲野58番地2

氏 名 高橋悦子

生年月日 昭和18年8月5日

平成20年9月9日提出 鴻上市長 石川光男

提案理由 平成20年12月31日付けで人権擁護委員の高橋悦子氏が任期満了となるので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないのが提案理由であります。

お手元に高橋さんの略歴を示しておりますが、高橋さんは大変真面目で人権擁護委員として適任であると思ひ、再任をお願いする次第でありますので、宜しく願ひします。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより同意第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより同意第7号を採決致します。本案は、これに同意することに賛成の方は起立願ひします。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、同意第7号は同意することに決定しま

した。

【日程第38、請願第1号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願 から 日程第43、陳情第14号 「地方消費者行政の抜本的拡充及び法制度の整備等を求める意見書」の採択等を求める陳情書】

○議長（藤原幸作） 日程第38、請願第1号から日程第43、陳情第14号までを一括議題とします。

請願・陳情の朗読と説明を省略します。

ただいま提案された請願第1号から陳情第14号については、9月5日の議会運営委員会において、お手元に配付の請願・陳情一覧のとおり各常任委員会に付託することになりました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号から陳情第14号については各常任委員会に付託することに決定しました。

【日程第44、発議第3号 潟上市議会会議規則の一部を改正する規則（案）について から 日程第46、発議第5号 潟上市議会事務局処務規程の一部を改正する規程（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第44、発議第3号から日程第46、発議第5号までを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

発議第3号から発議第5号までを一括して提出者より説明を求めます。15番伊藤議員。

○15番（伊藤栄悦） 発議第3号、4号について。

地方自治法第100条に新たに12項が加わり、現在の12項以降が一つずつ繰り下がるため、引用している部分を改正するものであります。

発議第5号について申し上げます。

地方自治法において、議員に係る報酬が「報酬」という表現から「議員報酬」に改正されたことから、庶務規程も同様に改正するものであります。

以上が提案理由であります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより発議第3号から発議第5号までを一括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより発議第3号を採決致します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

これより発議第4号を採決致します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

これより発議第5号を採決致します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。

なお、11日、木曜日の午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうも御苦労さまでございました。

午後 2時13分 散会

